

令和5年の鹿児島労働局管内における送検状況について



早春 【写真提供者:村山 隆氏】

→ 目次 CONTENTS

さくらじま	ゥー ター 音業保健総合支援センター)からのご案内11
両立支援等助成金のご案内・・・・・・2 新規に化学特 鹿児島県の最低賃金 ~確認しよう、最低賃金!~・・・・・3 令和5年度業務改善助成金 申請期限のご案内・・・・・・4 令和6年度 災害に学ぶ ~感電災害から学ぶ「慣れ」の恐ろしさ~・・・・6 令和6年度 令和7年3月新規大学等 労働安全領	物質管理者講習会 業場向け講習1日コース)を開催します12 大阪安全衛生教育センター 開講講座のご案内…13 衛生法に基づく各種免許試験のご案内(学科)…14
	青生法に基づく各種免許試験のご案内(学科)…14 支能講習・安全衛生教育等実施計画について15
令和5年12月末 (速報値)業種別死傷災害発生状況8	目の講習開催のご案内16

早いもので年が明けて1月が経 ちました。今年の2月は、閏年の ため29日です。1日多いだけで嬉

しい人、残念がっている人がいるかもしれません。閏年で 思い出すのは、オリンピックです。今は、夏季と冬季が2 年おきですので、閏年を感じない人が多いかもしれません。 なぜオリンピックかといいますと、私が誕生した年に第1 回目の東京オリンピックが開催されたからです。生まれた ばかりですので、もちろんその時のオリンピックは見てい ませんし、見られてもテレビはなかったと思います。人か ら「何年生まれ」と聞かれ、「昭和39年」と答えると「東 京オリンピックの年だね」となりますので、オリンピック

の印象が強く残ります。

昨年のスポーツでは、3月はWBCで侍ジャパンの「ア レ」、11月は日本シリーズで阪神タイガースの「アレ」、年 末は全国高校女子駅伝で神村学園の劇的な「アレ」は、印 象深く、また、鹿児島県内でも、特別国民体育大会や特別 障害者スポーツ大会での県代表の活躍、鹿児島ユナイテッ ドFCのJ2昇格などのスポーツに関する話題も多い年で した。

今年も、夏場にパリオリンピック・パラリンピックが開 催されますので、日本代表の「アレ」が期待されます。時 差があるので、放送時間帯はまだわからないが、ビール片 手に選手の応援をしたい。

令和5年の鹿児島労働局管内における送検状況について

鹿児島労働局監督課

令和5年1月から令和5年12月までの1年間に、鹿児島労働局管下の労働基準監督署では、5件の司法事件を鹿児島地方検察庁に送検しました。

送検した司法事件5件とも、労働安全衛生法違反によるもので、墜落など危険防止に関する違反が3件、移動式クレーン運転無資格など就業制限に関する違反が1件、労災かくしに関する違反が1件となっており、労働災害を防止するために必要な基本的事項が遵守されなかったことによる労働者の死亡など重篤な労働災害を契機としています。

令和5年 司法事件送検一覧

No.	業種	概 要	送検署	送検月
1	建設業	高所作業箇所における墜落防止措置の未実施	鹿児島署	2月
2	運送業	移動式クレーン運転及び玉掛け作業の就業制限違反	鹿児島署	3月
3	林業	かかり木の処理作業における危険防止未実施	川内署	7月
4	製造業	機械の危険防止措置の未実施	鹿屋署	11月
5	建設業	労災かくし	川内署	11月

鹿児島労働局では、労働条件の履行確保・労働災害の防止などを図る観点から、引き続き事業場に対する立入調査を実施していくとともに、重大・悪質な事案等に対しては積極的に送検手続きを行うなど、厳正に対処してまいります。

【両立支援等助成金】

職業生活と家庭生活が両立できる職場環境づくりを支援するための助成金

職業生活と 家庭生活の 両立支援

男性の育児休業取得を促進!

1 出生時両立支援コース (子育てパパ支援助成金)

仕事と介護の両立支援!

2 介護離職防止支援コース

仕事と育児の両立支援!

3 育児休業等支援コース

- ※新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース、不妊治療両立支援コースについては、 厚生労働省のホームページをご参照ください。
- ※ 支給申請のための要件や必要書類、申請期間は各コースによって異なります。
- ※ 支給要領や参考資料は鹿児島労働局HPをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba kosodate/ryouritsu01/index.html

【問い合わせ先】

○鹿児島労働局雇用環境・均等室

〒890-8535 鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2階

☎099-222-8446

確認しよう、

地域別最低賃金

時間額 効力発生日 邇 用 範 井 鹿児島県 鹿児島県内の臨時、パート、アルバイトを含む 令和5年 すべての労働者及び使用者に適用されます。 10月6日 ただし、下表記載の産業に該当する場合は、 各産業別最低賃金が適用されます。

特定是低售金(产業別是低售金)

17亿取四月	业(注末加度	汉心灵亚/					
産 業 名	時間額	効力発生日	適用	範囲			
自動車(新車)小売業	945 _円	令和5年 12月24日	次に掲げる者を除く(ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者				
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械 器具、情報通信機械 器具製造業	897 _円		月6日から鹿児島県最低賃金	最賃との 比較チェック ⇒			
百貨店、総合スーパー	897 _⊞	037日以上の交換(1)	リ必女に分りより。	今すぐ チェック!			

●特定最低賃金(産業別最低賃金)の業種分類は日本標準産業分類(平成25年10月改定)に基づいたものです。

※最低賃金には、次の賃金は算入されません。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 一月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金
- ④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

最低賃金に関する お問い合わせ先 鹿児島労働局賃金室 鹿児島労働基準監督署

(電話)099-223-8278 (電話)099-214-9175 川内労働基準監督署 加治木労働基準監督署

(電話)0996-22-3225 (電話)0995-63-2035

鹿屋労働基準監督署

(電話)0994-43-3385

名瀬労働基準監督署

(電話)0997-52-0574

賃金引き上げに「業務改善助成金」をご活用ください

中小企業・小規模事業者の皆さんへ

生産性向上に向けた取組を 支援します

詳しくは、 こちら♪ 業務改善助成金 検 索



事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を一定額以上引き上げ、設備投資など(機械設備、コンサルティング導入や人材 育成・教育訓練)を行った場合に、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

業務改善助成金コールセンター(電話)0120-366-440 【お問い合わせ先】 鹿児島労働局雇用環境·均等室 (電話)099-223-8239

《業務改善助成金を含めた働き方改革・賃金引上げに関するワンストップ相談窓口》 鹿児島働き方改革推進支援センター (電話)0120-221-255

鹿 児 島 労 働 局・労 働 基 準 監 🕆





申請期限が延長されました!

令和5年度業務改善助成金 申請期限のご案内

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上 に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

この度、一部の申請について、**申請期限を延長**しました。(延長されない申請もございますので、ご注意ください。)

ポイント



~賃金引上げ計画を立てて申請される方~ 申請期限が延長されます!





~賃金引上げ後に申請される方~ 令和6年1月31日で受付終了です。



賃金引上げ計画 を立てて 申請される方 令和6年1月31日



延長します!

令和6年3月31日

賃金引上げ後に 申請される方 令和6年1月31日

延長はありません。

(お早めの申請をお願いいたします。)



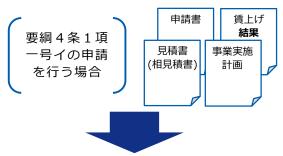
事業完了日など 詳細は裏面へ

賃金引上げ計画を立てて 申請される方



申請期限が令和6年3月31日 に延長されます!

賃金引上げ後に 申請される方



申請期限は令和6年1月31日までです。 (お早めの申請をお願いいたします。)

申請に当たっての注意ポイント

令和6年1月31日までに 申請される方

事業完了期限を令和6年2月 28日までに設定いただきます。

事業

令和6年2月28日までの 事業完了が困難な場合 (賃金引上げ計画を立て て申請される方のみ)

令和6年2月1日以降に 申請される方

事業完了期限を令和6年4月1日から令和7年2月28日までの期間で設定いただきます。

なお、設定いただく事業完了期限によって、ご注意いただきたい点が異なります。

 <令和5年度>
 <令和6年度>

 R6.2.28
 R6.4.1
 R7.2.28

この間に設定いただくと、令和5年度内に交付決 定がなされます。この場合、期日までに事業完了 (賃上げ、設備導入、支払いの完了)がないと助 成金の支払いができません。 この間に設定いただくと、令和6年4月1日以降 に交付決定がなされます(※)。交付決定前(令 和6年3月31日まで)に設備導入をすると助成 対象外となりますので、ご注意ください。

また、令和5年度中に事業完了が見込まれない場合は、 **翌年度に再設定いただくこと**がございます。(賃金引上 げ後に申請される方も含みます。)

※ 令和6年度の予算成立等を前提とします。

ご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号: 0120-366-440 (受付時間 平日 8:30~17:15)

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)です

(R5.12.26)

災害に学ぶ

感電災害から学ぶ「慣れ」の恐ろしさ

鹿児島労働局健康安全課

【はじめに】

鹿児島県内における感電による労働災害は、過去10年 (平成26年~令和5年)で15件発生し、そのうち3人の 方が亡くなっています。

3件の死亡災害のうち、2件は電線や配線に触れてしまったことによるもので、1件は屋外作業中に落雷を受けたものです。死亡災害以外の感電災害は、電線や配線、電動機械などに接触して発生しています。

落雷の事例は特殊なので除くとしても、14件の災害のうち2件が死亡に至る災害であることからも、身近な存在である電気は、取り扱いを誤ると非常に恐ろしいものであるということがよく分かります。

【災害事例】

私が某労働基準監督署で勤務していた頃、ある感電災 害の調査を担当しました。

災害が発生したのは、3階建住宅の塗装改修工事の現場です。災害は、塗装改修のために組み上げた足場の解体中に、作業員の男性が高圧線(電圧6,600Vの電線)に接触したというものです。消防からの通報を受けて現場の調査を行いました。

被災者の男性は、その日の夜に亡くなりました。まだ 20代前半で、調査のためにご遺族の方とお話をする際に、 どんな言葉をかければよいのか途方にくれたのを覚えて います。

○現場状況

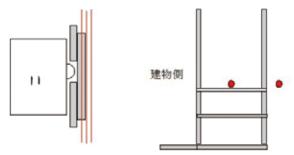
建物の屋上から $2 \sim 3$ m離れた位置(地上からの高さは約10m)に、高圧線 3 本が建物の壁に並行して横並びに通されていました。

また、高圧線3本のうち1本(建物に近い側)が、作業用の足場の中を通っていました。

さらに、この高圧線は、物の落下防止のためのメッシュシートで、建物とは反対側の支柱に押し付けられていましたが、解体のためにメッシュシートを外したところ、足場の中央付近を通るようになりました。

こうした中、被災者は解体作業中にその高圧線に誤って触れてしまったものと思われます。

左図が平面図、右図が断面図 灰色で示したのが足場、赤色で示したのが高圧線



○災害発生原因

そもそもなぜこのような危険な状況になっていたのでしょうか。

この現場では、塗装改修工事業者から足場の組立の依頼を受けた足場業者の「①営業担当者A」が現場を確認して見積を行い、「②職長B」の指揮の元で足場の組立が行われ、塗装改修工事完了後に「③職長C」の指揮の元で足場の解体が行われました。

この際、「①見積を行ったA」は高圧線を意識しておらず、また「②職長B」は高圧線の存在に気が付いていたものの高圧線の危険性を認識しておらず(後に被覆されているので問題ないと考えたと述べています)、さらに「③職長C」も高圧線の存在に気付いていたものの、先輩である職長Bが組んだ足場であり、使用していた間事故が発生しなかったのだから問題ないだろうと考えていました。

結果、誰も感電防止措置を取らないまま作業を行って しまい、災害が発生しました。

○災害防止対策

街中で見かける電線には、感電防止のため絶縁被覆が施されています。一方で、被覆が破れておらず、電線に触れていなくても、近づき過ぎたりすると感電する可能性があります。

そのため、労働安全衛生法には、電線の近くで作業を 行う際は、電線を移設したり、電線に囲いを設けたりし て作業者と電線の距離を保つようにするか、電線に絶縁 防護措置を講じる旨の定めがあります。

今回の災害でも、「見積を行ったA」が現場の状況を確認する際に電線の有無に注意を払ってれば、また「高圧線の存在に気付いたBやC」が感電防止について正しい知識を持ってその時点で適切な処置を行ってれば、被災者が災害に遭うことはなかったでしょう。

また、足場業者の事業主は自社の社員であるA、B、Cに対して、感電防止に関する教育を行っておくべきでした。

【終わりに】

この災害の調査に際して私が感じたのは、危険なものに慣れてしまうことの恐ろしさです。

子供の頃、お正月が近くなると、「凧揚げの際は電線に気を付けるように」と親や先生に注意されます。電線に近づいてはいけないことは、子供でも知っているのです。

それにも関わらず、足場組立のプロである彼らが感電 災害を防げなかったのは、危険なものを危険だと認識で きなくなってしまったからではないかと思います。

労働基準監督署の職員は、災害発生現場で「今まで事故が起こったことがなかったから大丈夫だと思った」という言葉を何度も聞きます。

しかし、人間がどう思おうと危険なものは危険なのです。

危険なものを正しく危険と認識し、これに適切に対処する。安全管理に携わるすべての人は、このことを片時も忘れてはならないのだと思います。

令和7年3月新規大学等卒業予定者の就職・採用活動スケジュールについて

大学、短期大学と高等専門学校の令和7年3月卒業・修了予定者の就職・採用活動のスケジュールについて、 ハローワークでの学卒求人の取扱い等は以下のとおりです。(令和6年3月卒業・修了予定者と同様)

学生向け民間就職情報サイトを利用する場合も、併せてハローワークへ求人申込み・公開することによって、 広く学生へ情報を発信することができます。インターネットからの手続きもできますので、ハローワークへの求 人申込みをご検討ください。

また、意欲・能力のある有望な若者を採用するチャンスですので、少なくとも卒業後3年以内の既卒者は「新 卒枠」での応募受付をしていただきますようお願いします。

【求人の受理】令和6年2月1日以降 【広報活動】令和6年3月1日以降 【求人の公開】令和6年4月1日以降 【採用・選考活動】 令和6年6月1日以降

- 求人公開後であっても5月31日以前には採用選考活動を行わないようご注意ください。
- 就職・採用スケジュールや募集に関することは、お近くのハローワークまたは鹿児島労働局訓練課までお 問い合わせください。
- インターネットを利用したハローワークへの求人申込み方法は、お近くのハローワークへお問い合わせい ただくか、「ハローワークインターネットサービス」ホームページをご確認ください。

県内の雇用失業情勢について

【令和5年11月分】

県内有効求人倍率 1.19倍(前月と同水準) 全国平均有効求人倍率 1.28倍(前月比0.02P減少)

県内正社員有効求人倍率 1.11倍(前年同月比0.06P減) 全国正社員有効求人倍率 1.04倍(前年同月比0.03P減)

※ 県内の雇用失業情勢は、求人が求職を上回っているものの、改 善の動きにやや弱さがみられます。物価上昇等が雇用に与える影 響について、引き続き今後の動向を注視してまいります。

当局おいては、職業訓練等を通じたキャリア形成の促進や人手 不足が特に顕著な分野におけるマッチングの支援など、必要な対 策に取り組んでまいります。

助成金は電子申請をご活用ください

鹿児島労働局職業対策課

雇用関係助成金ポータルでは、厚生労働省の雇用関係助成金の電子 申請が行えます。https://www.esop.mhlw.go.jp

雇用関係助成金ポータルで電子申請が可能な助成金

- ①雇用維持関係
- ②在籍型出向支援関係
- ③再就職支援関係
- ・雇用調整助成金 ・産業雇用安定助成金
- · 労働移動支援助成金

- 4転職・再就職 拡大支援関係
- ⑤雇入れ関係
- 6雇用環境の整備関係

- ・中途採用等支援助成金
- ・トライアル雇用助成金 ・地域雇用開発助成金
- ·人材確保等支援助成金
- 通年雇用助成金
- ・キャリアアップ助成金(※)

⑦仕事と家庭の両立支援関係

- 8人材開発支援関係
- ・両立支援等助成金
- · 人材開発支援助成金

※社会保険通用時処遇改善コースについては、令和5年12月18日時点で計画届・変更届のみ申請可能

雇用関係助成金の申請についてはこちら 雇用関係助成金 検索



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index.html











令和5年12月末(速報) 業種別死傷災害発生状況

鹿児皇労働局

			業種別	死傷災害発生	状況			ÆGJUE	島労働局	
<u></u>			未性か	九杨火古光王	1///L		対育			
		令和 5 :	Æ	令和 4 4	æ .	×3 H0 +		U +		
		(12月末		(同月末	-					
芛	集種 年	(12/3/	()	(14)77	.,	増減	数	増減	率	
		死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	
:	全産業	2,053	14	1,886	11	167	3	8.9%	27.3%	
1	製造業	410	4	353		57	4	16.1%		
	1 食料品製造業	230	3	212		18	3	8.5%		
	4 木材·木製品製造業	22		22				0.0%		
	9 窯業土石製品製造業	22		19		3		15.8%		
	11~12 金属製品製造業	30		20		10		50.0%		
	13~15 機械機具製造業	41		25		16		64.0%		
	上記以外の製造業	65	1	55		10	1	18.2%		
2	鉱業	9		6		3		50.0%		
3	建設業	285	3	259	4	26	-1	10.0%	-25.0%	
	1 土木工事業	99	1	103	2	-4	-1	-3.9%	-50.0%	
	2 建築工事業	134	1	126	1	8		6.3%		
	3 その他の建設業	52	1	30	1	22		73.3%		
4	運輸交通業	199	1	184	1	15		8.2%		
	1 鉄道・航空機業	5		5				0.0%		
	2 道路旅客運送業	16		6		10		166.7%		
	3 道路貨物運送業	178	1	172	1	6		3.5%		
	4 その他の運輸交通業	0		1		-1		-100.0%		
5	貨物取扱業	22		27		-5		-18.5%		
	1 陸上貨物取扱業	11		10		1		10.0%		
	2 港湾運送業	11		17		-6		-35.3%		
6	農林業	96	1	96	2		-1	0.0%	-50.0%	
	1 農業	57		47		10		21.3%		
	2 林業	39	1	49	2	-10	-1	-20.4%	-50.0%	
7	畜産・水産業	99	_	112	1	-13	-1	-11.6%		
	商業	262	2	257	2	5		1.9%		
_	1 卸売業	35	_	37	1	-2	-1		-100.09	
	2 小売業	203	2	191		12	2	6.3%		
	3 理美容業	2	_	2				0.0%		
	4 その他の商業	22		27	1	-5	-1	-18.5%	-100 00	
9	金融·広告業	23		13	-	10		76.9%		
	通信業	24		24		10		0.0%		
	教育・研究業	25		26		-1		-3.8%		
	保健衛生業	342		301		41		13.6%		
	1 医療保健業	137		118		19		16.1%		
	2 社会福祉施設	193		177		16		9.0%		
	3 その他の保健衛生業	193		6		6		100.0%		
14	接客娯楽業	97	1	92		5	1	5.4%		
-4	1 旅館業					-4				
	2 飲食店	22	1	26			1	-15.4%		
		57		45		12		26.7%		
L =	3 その他の接客娯楽業	18		21		-3		-14.3%	100.00	
上前	記以外の事業 10 映画 冷劇業	160	2	136	1	24	1		100.09	
	10 映画・演劇業	1		0		1		-		
	15 清掃・と畜業	85		75		10		13.3%		
	16 官公署	2	_	2				0.0%		
	17 その他の事業	72	2	59	1	13	1		100.0%	
	- 貨物運送事業(4 – 3·5 – 1)	189	1	182	1	7		3.8%		
第三	E次産業(8~17)	933	5	849	3	84	2	9.9%	66.7%	

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月8日締めで集計したもの。
- ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。
- ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。 ④ 下段の陸上貨物運送事業($4-3\cdot5-1$)及び第三次産業($8\sim17$)は、別計。
- ⑤ 死傷者数、死亡者数ともに新型コロナウイルス感染症り患者を除く。

ご存じですか? 労働保険料の納付は口座振替が便利です!

1. 口座振替のメリット

① 労働保険料納付のために、金融機関の窓口へ行く<u>負担</u>が解消されます。

(口座振替手続き後は、次の納期以降も継続して引き落としが行われます。)

② 納付の<u>**忘れ**</u>と<u>**遅れ**</u>がなくなり、督促状・延滞金の心配がありません。

(督促状の指定納期を経過してしまうと、延滞金が発生してしまいます。)

- ③ 手数料はかかりません。
- ④ 保険料引き落としに最大約2か月のゆとりができます。

納期	第1期(全期)	第2期	第3期
通常の納期限	7月10日	10月31日	1月31日
□座振替日	9月6日	11月14日	2月14日

- * 保険料を延納している場合には第1期、第2期、第3期での分割で引き落としされます。
- * 振替日が金融機関休業日の場合は翌日以降の最初の金融機関の営業日となります。

2. 八ガキでのお知らせ

- 口座振替日の約3週間前に引き落とし内容をお知らせします。
- 口座振替納付後も引き落とし結果をお知らせします。

3.お手続き方法

1 口座振替依頼書を入手

○労働局や労働基準監督署の窓口

ダウンロードする場合は3枚目 まで印刷してください。

○厚生労働省のホームページからダウンロード

厚生労働省 労働保険 口座振替



- *様式は「法人・個人事業主用」を選んでください。
- * 労働保険番号を複数お持ちの場合は全ての番号についてご提出ください。

口座を開設している金融機関の窓口へ提出

○記載した口座振替依頼書は3枚とも金融機関の窓口へ提出してください。



-部の金融機関(ネットバンク等)では取扱いがない場 合がございます。

*令和6年1期分からゆうちょ銀行が取扱金融機関に加 わりました。

令和6年度第1期(全期)の

口座振替申込手続き(金融機関窓口提出締切日)は

令和6年2月25日までです。

お問合せ先

鹿児島労働局労働保険徴収室

099-223-8276

詳細は厚生労働省の HP をご確認ください。「厚 生労働省 労働保険 口 座振替」又は右記 QRコ ードから検索してください。 (QR コード)



働く人の「こころ」と「からだ」の健康をサポートします!

たいませった。 鹿児島産業保健総合支援センター からのご案内



の予防対策を無料で 支援します!

鹿児島産業保健総合支援センターでは、転倒や腰痛等の行動災害の減少により労働者の健康保持増進を図るため、厚生労働省が公表している「労働者の健康保持増進のための指針」に基づいた事業場外資源を活用いただく取り組みとして、産業保健相談員(健康運動指導士)による運動指導等を通じた各事業場への訪問支援を無料で実施します。

	児島県内の労働災害(休業4日以」	
	10 色间以///空棚!!: 手/ 休辛/ 日!!	
ニー 気田 カリノノ ノルド	元易是四八刀側从一八九手针一人	
	/UEU/IN	

	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上
令和4年	266	389	479	720
令和3年	350	413	503	702
令和2年	285	416	506	649
令和元年	312	351	471	623

60歳以上の労働災害が年々増加!年齢層が上がると労働災害も増加!

事故の型別の鹿児島県内の 労働災害(休業4日以上)

	転倒	無理な動作 による腰痛
令和4年	489	347
令和3年	514	348
令和2年	497	284
令和元年	442	276

腰痛災害が年々増加! 各年では2つの災害で全産業の 34~38%!

事業場で取り組む目的

転倒や無理な動作が引き起こす腰痛による労働災害の要因として労働者の高齢化等による 身体機能の低下等が挙げられ、その対策として、労働安全衛生法第69条に基づき、事業者は 労働者の健康の保持増進を図るための措置を進めることが重要となります。

さんぽセンターが実施する 支援の種類

- ★ 健康測定・チェック(例)
 - ・健康度や体力、姿勢の測定
 - バランス・ロコモ度チェック
 - ・職場環境のチェック
 - ・作業状況から見た転倒防止・腰痛予防対策

★ 社内セミナーの実施・実技指導・運動アドバイス等(例)

- ・転倒防止のためのバランス運動
- ・腰痛予防のための運動
- ・職場で出来るストレッチ体操
- ・作業姿勢の改善や適切な作業管理、作業環境改善等
- ・メタボ改善に向けた運動指導等

お申し込みフォーム

.

個人ではなくポピュレーションアプローチ(事業場全体)での取り組みがポイントです! 健康教育等の機会に当センターの支援をご利用ください。

ご希望の際はホームページもしくは本チラシの申し込みフォームよりお手続きください。 https://ssl.formman.com/t/アhbl/

問合せ先

独立行政法人 労働者健康安全機構

鹿児島産業保健総合支援センター

TEL 099-252-8002

HP https://kagoshimas.johas.go.jp/



新規に化学物質管理者講習会を開催します 【取扱事業場向け 1日講習】

公益社団法人鹿児島県労働基準協会

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令により、令和6年4月1日からリスクアセスメントの対象物である化学物質を製造、取扱い、譲渡提供するすべての事業場において、「化学物質管理者」の選任が義務づけられました。

事業場においては、事業者による自律的な化学物質物質管理が求められており、事業者が化学物質の危険有害性を把握し適切に取り扱いその際ラベル・SDS等の作成やリスクアセスメント、ばく露防止措置の実施など化学物質の管理に係る技術的事項を管理するのが「化学物質管理者」です。

また、化学物質を製造する事業場については、専門的講習(12 時間)の受講が必要とされており、また、リスクアセスメント対象化学物質を製造する事業場以外の事業場では、専門的講習に準ずる「化学物質管理者講習(1日6時間コース)」を受講された方から選任することが望ましいとされています。

当協会では、令和6年度より化学物質管理者に必要な知識・技能を身につけていただくため、化学物質を取扱う事業場等(製造事業場を除く)で選任の予定がある方を対象に化学物質管理者講習会(1日6時間)を開催することにしましたのでご案内申し上げます。

●講習開催日等

講習会は、1日コース(6時間)となっています。 講習日程等詳細については、決定次第本会ホームページでお知らせします。

●選任が必要な事業場

リスクアセスメント対象物(法令で約2,900種類)を製造、取り扱い、又は譲渡提供を行うすべての事業場が対象となります。

1種類でも使用していれば業種や規模に関係なく選任する必要があります。 本講習は、化学物質を取扱う事業場を対象とした講習を実施するものです。

●受講対象者

化学物質を取扱う事業場等(製造事業場を除く)で化学物質管理者として職務を担う方を対象とします。

●講習料金

区 分	受講料(税込)	教本(税込)	合計(税込)
一般事業場様 (会員事業場以外の事業場)	12,100円 (うち10%税1,100円)	1,980円 (うち10%税180円)	14,080円
会員事業場様	11,000円 (うち10%税1,000円)	1,980円 (うち10%税180円)	12,980円

お問い合わせ先

公益社団法人鹿児島県労働基準協会「化学物質管理者講習」係 〒 892-8550 鹿児島市新屋敷町 16-16 電話 099-226-3621 FAX 099-226-3622

令和 6 年度 安全衛生教育センター 貴座のご

中央労働災害防止協会・大阪安全衛生教育センターでは、

職長教育・特別教育などの各種安全衛生教育の企業内講師(トレーナー・インストラクター)や 安全衛生の管理スタッフなどを養成するための研修を実施しております。

当センターの講座を修了された方は今までに約140,000人(令和5年3月末現在)に達し、 各企業の安全衛生のリーダーとして活躍されています。

皆様のご受講を心よりお待ちしております。











<資格取得講座> 衛生工学衛生管理者

特定(定期)自主検査者養成 ・プレス(検)

- ・ブレス(事) ・フォーク(事)
- ·局排(検)

< 周排設計者養成講座> 局排設計

中央労働災害防止協会大阪安全衛生教育センター

〒586-0052大阪府河内長野市河合寺423-6 TELO721-65-1821 / FAXO721-65-1472

https://www.jisha.or.jp/oshec/index.html



令和6年度



労働安全衛生法に基づく
各種免許試験案内(学科)
公益財団法人 安全衛生技術試験協会
九州安全衛生技術センター
〒839-0809 福岡県久留米市東合川5丁目9番3号
TEL 0942-43-3381
https://www.kyushu.exam.or.jp/ FAX 0942-44-0844

https://www.kyushu.exam.or.jp/ FAX 0942-44-0844

令和6年4月から令和7年3月までの間に当センターで実施する免許試験の日程は下記のとおりです。

学科試験日時 試験開始時刻15分前から試験の説明をしますので、それまでに試験室にお入りください。

	試験月		上	期	日	程			下	期	日	程		試験開始	試験終了
試験	の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	時 刻	畴 刻
特征	汲ポイラー 技士							24						10:00	16:10
-1	級ポイラー技士			5			5				23		11	12:30	16:30
= 4	数ポイラー技士	10	30	13	10	7	26	16	12	11	10	4	5	13:30	16:30
合特別	リボイラー溶接士					27					24			13:30	16:00
合普通	並ポイラー溶接士					27					24			13:30	16:00
	イラー整備士			12								19		13:30	16:00
文庫ク	限定なし	18	17	19		20	11	9	7	3	21		6	12:20	16:00
☆クレーン・デリ	クレーン限定	18	17-29	19	2	20	11	9	7	3	21	5	6	13.30	16:00
転子	床上運転式限定	18						9						13:30	16:00
10	限定免許解除試験							9						13:30	[注]
珍ク	助 式 レーン運転士		23		4		4		6		17		13	13:30	16:00
立揚	貨装置運転士	12												13:30	16:00
発	破 技 士			6						5				13:30	15:30
ガフ	又溶接作業主任者			6						5				13:30	16:30
林美	美架線作業主任者			6						5				13:30	16:30
第一	一種衛生管理者	9.22	16.28	2-18	3-18	1-16	3-19	8-29	13+26	4-18	14-22	6-18	7-18	12:20	16:30
第二	二種衛生管理者	9.22	16-28	2.18	3-18	1.16	3-19	8-29	13-26	4.18	14.22	6-18	7+18	13.30	10.30
高力	E室内作業主任者		15											12:30	16:30
作	ックス線		21				18		21		31			12:30	16:30
	ンマ線透過写真 影作業主任者		15											12:30	16:30
潜	水 士	16			17		25					12		12:30	16:30

- (注)1 試験日程欄の数字は学科試験の実施日です。
 - 2 ☆印は学科試験合格後に実技試験があります。(詳しくは別途作成の「実技試験案内」をお読みください。)
 - 3 当センターでは各種の技能講習及び受験準備講習は一切行っていません。また参考書等も取扱っていません。
 - 4 6月2日(休業日の衛生管理者試験日)は受験申請書の受付は行いません。
- 【注】 試験終了時刻はクレーン限定免許解除試験及び床上運転式クレーン限定免許解除試験は14:45、デリック限定 免許解除試験は15:30です。
 - ◎ 令和6年度における地区出張特別試験について(令和6年4月以降順次公表いたします。) 北九州、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄(本島)、宮古の各地区で実施する予定です。 受付方法(場所)等が異なりますので、受験を希望される方は別途作成の「出張特別試験案内」をお読みください。なお、 当センターホームページからもダウンロードすることができます。

作業環境測定士試験予定日:令和6年8月21・22日、令和7年2月13日(二種のみ) 労働安全・労働衛生コンサルタント試験予定日:令和6年10月22日 ※詳しくは別途作成の試験案内をお読みください。

おらせ

令和6年4月講習実施分から申込書提出前にWeb予約が必要になります。

(流れは下記の通りです) (当社)

(受講者)

Web予約 (パソコン等から) (定員になり次第終了)



(当社) 予約番号と受講申込 書等の提出及び ご入金のご案内



(受講者) 受講申込書 (予約番号記入)等の 郵送とご入金(お振込) ①窓口に直接お越し頂きましても受付は出来ません。(Web予約が必要です)



受講はがきの 発送

②各支部で開催する講習もWeb予約が必要です。(各支部では受付しません) ③衛生管理者試験準備講習の受付のみ、FAXでの受付とします。(従来通り)

△チnc圧』日 雑図間限のご安山

	令和6年4	:月 講習開作	催のご案内	
鹿児島教習所実施分()	鹿児島市七ツ島	[1–6–2)		
講 習 名	講習日	Web予約開始日	受講料テキスト代 (消費税込)	
	【全科目者】 4/1~5		【全科目者】 会員 31 900円	【受講資格

	講 習 名	講習日	Web予約開始日	受講料テキスト代(消費税込)	科目免除者 又は受講資格
	[普通自動車運転免許証等写し必要] フォークリフト 運転	【全科目者】 4/1~5 【科目免除者】 4/1~2		【全科目者】	【受講資格】 ・普通自動車運転免許等所持者 【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (カタビラ車限定を除く)
	床上操作式クレーン運転	4/1~3	2/5	【全科目者】 会員 31,900円 一般 32,450円 【科目免除者】 会員 29,700円 一般 30,250円	【科目免除者】 ・玉掛け技能講習修了者 ・小型移動式かーン運転技能講習修了者 ・移動式かーン運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者
	有機溶剤作業主任者	4/4~5		会員 15,620円 一般 16,280円	※会場は教習所です。
	小型移動式クレーン運転		2/13	【全科目者】 会員 37,290円 一般 37,730円 【科目免除者】 会員 33,990円 一般 34,430円	【科目免除者】 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・クレーン・デリック運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者
	車両系建設機械運転 (整地·運搬·積込み用及び掘削用)	【全科目者】 4/15~19 【科目免除者】 4/15~16	2/19	【全科目者】 会員 77,990円 一般 78,430円 【科目免除者】 会員 39,490円 一般 39,930円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育修了後 3ケ月以上の従事経験者
	玉掛け	4/15~17	2/19	【全科目者】 会員 22,990円 一般 23,430円 【科目免除者】 会員 20,790円 一般 21,230円	【科目免除者】 ・小型移動式ルーン運転技能講習修了者 ・床上操作式ルーン運転技能講習修了者 ・ルーン・デリック運転士免許所持者 ・移動式ルーン運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者
	[普通自動車運転免許証等写L必要] 高所作業車運転	4/22~23		【全科目者】 会員 37,290円 一般 37,730円 【科目免除者】 会員 36,190円 一般 36,630円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許等所特者 【科目免除者】 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・移動式クレーン運転士免許所持者
	石綿作業主任者	4/25~26	2/26	会員 15,620円 一般 16,280円	※会場は教習所です。
実技教習	移動式ルーン運転実技教習 (5t以上) [実技免除]	4/22~26		【全科目者】 会員 91,080円 一般 92,565円 【学科免除者】 81,400円	【学科免除者】 ・学科試験に合格されている方 (但し、講習初日の学科は必修科目となって おります。)
特別	アーク溶接等	4/8~10	2/13	会員 18,810円 一般 22,110円	
教育	巻上げ	4/23~24	2/26	会員 15,620円 一般 18,920円	

鹿屋地区での講習会の	(ご注意:本年度からWeb予約が必要です)			
講習名	講習日	Web受付開始日	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者又は受講資格
車両系建設機械運転 (養地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 4/8~12 【科目免除者】 4/8~9	2/13		【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育修了後 3ケ月以上の従事経験者
小型移動式クレーン運転	4/15~17	2/19	【全科目者】 会員 37,290円 一般 37,730円 【科目免除者】 会員 33,990円 一般 34,430円	【科目免除者】 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式パーン運転技能講習修了者 ・パーン・デリック運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者

- 1 定員に達した場合はWeb予約は終了となります。また、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。 2 詳細につきましては、ホームページをご覧いただくか、案内書をお取り寄せください。

令和6年3月 講習開催のご案内

鹿児島教習所実施分(鹿児島市七ツ島1-6-2)

問い合わせ・申込書取り寄せ先:本部 TEL099-226-3621 FAX099-226-3622 https://www.kakikyo.or.jp/seminar/

	講習	名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者又は受講資格
	玉	掛け	2/26~28	1/29~2/2	【全科目者】 会員 22,990円 一般 23,430円 【科目免除者】 会員 20,790円 一般 21,230円	【科目免除者】 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・クレーン・デリック運転士免許所持者 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者
1.1		免許証等写し必要] リ フ ト 運 転	【全科目者】 3/4~8 【科目免除者】	2/5~9	【全科目者】 会員 31,900円 一般 32,450円 【科目免除者】 会員 20,900円	【受講資格】 ·普通自動車運転免許等所持者 【科目免除者】 ·大型特殊自動車運転免許所持者
技		3/4~5		一般 21,450円	(カタピラ車限定を除く)	
能			【全科目者】 3/11~15		【全科目者】 会員 77,990円 一般 78,430円	
講	車 両 系 建 設 機 械 運 転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【科目免除者】 3/11~12	2/13~16	【科目免除者】 会員 39,490円 一般 39,930円	【科目免除者】 ·大型特殊自動車運転免許所持者 ·不整地運搬車運転技能講習修了者 ·小型車兩系(整地等)運転特別教育修了後 3ヶ月以上の従事経験者	
習	玉	掛け	3/11~13	2/13~16	【全科目者】 会員 22,990円 一般 23,430円 【科目免除者】 会員 20,790円 一般 21,230円	【科目免除者】 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・クレーン・デリック運転士免許所持者 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者
	ガ ス	溶接	3/18~19	2/19~22	会員 11,550円 一般 11,880円	
		設 機 械 運 転 体用)	3/18	2/19~22	会員 18,590円 一般 19,030円	【受講資格】 · 車両系建設機械 (整地等) 運転技能講習修了者
実技教習		ン運転実技教習 [実 技 免 除]	2/26~3/1	1/29~2/2	【全科目者】 会員 91,080円 一般 92,565円 【学科免除者】 81,400円	【学科免除者】 ・学科試験に合格されている方 (但し、講習初日の学科は必修科目と なっております。)
特別教育	ク レ ー	ン運転	3/4~5	2/5~9	会員 17,160円 一般 20,460円	
その他	職長	教 育	3/18~19	2/19~22	会員 12,980円 一般 16,280円	

- 〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
 - 2 詳細につきましては、ホームページをご覧いただくか、案内書をお取り寄せください。

安全衛生教育促進運動

実施期間 令和5年12月1日~令和6年4月30日

「正しい知識で 職場を安全・健康に!」

一安全衛生教育等を計画的に着実に実施しましょう主唱 中央労働災害防止協会

